

原子力防災対策に関する申し入れ

東日本大震災と福島第一原子力発電所事故から3年が経過した。原子力災害の被災地では、今なお住民の帰還がかなわず、復興の見通しすら立たない状況である。改めて、原子力災害の悲惨さと、絶対に災害を起こしてはならないことを痛感させられる。

この間、政府においては、原子力規制委員会が発足し、新しい規制基準の下で原発の適合性審査が進められるとともに、原子力災害対策指針の策定・改定も行われてきた。審査が先行している原発は、この夏にも再稼働の判断がなされるかのような報道も見聞する。

関西広域連合では、これまで、新しい規制基準の適用や防災対策について申し入れを行うとともに、若狭湾地域に立地する原発に関する広域避難について、政府の要請も受けて関係府県等とともに避難先施設等の検討を行い、このたびガイドラインとしてとりまとめた。

しかしながら、特に防災対策については、原子力災害対策指針において必要性が明記されながら具体的な方策が示されていないものや、当方が求めているにもかかわらず未だ適切な指針が示されていないものがあり、府県や市町村の防災計画を含めて全ての対策が確立されたという状況には至っていない。

原発の安全確保は、施設の安全確保とともに、万が一の際の防災体制の確立が不可欠である。そこで、対応が遅れている次の事項について、早急な取り組みを求めるべく申し入れる。

- 1 原子力災害対策指針において今後の検討課題とされている「プルームの影響を考慮したPPAの導入」及び「プルーム通過時に対する防護措置としての安定ヨウ素剤の投与の判断基準の整備、屋内退避等の防護措置との併用の在り方」について、早急に具体的な指針を示すこと
- 2 事故時のUPZ外の地域も含めたモニタリングの実施方針とSPEEDI等による大気中拡散解析結果の活用方策を具体的に示すとともに、UPZ外の地域も含めたモニタリングの実施に必要な資機材の追加配備を行うこと
- 3 避難行動要支援者等要配慮者の避難対策について、具体的な対応方針を早急に示すこと
- 4 汚染検査及び除染に係る要員・資機材の確保、交通事業者への協力要請と従事者の安全確保等、避難実施の際に必要な事項について、具体的な方針を示すこと
- 5 事業者とUPZの区域を含む自治体との安全協定について、立地自治体並みの内容とするとともに、未締結の自治体と早期に締結するよう事業者を指導すること。また、安全協定によらずとも、自治体が国や事業者と平時から情報連絡や意見交換を行い、安全確保について提言できる法的な仕組みを構築すること
- 6 自治体の防災体制の整備に関し、必要十分な財政措置を講じること

平成26年3月27日

関西広域連合

連 合 長	井 戸 敏 三	(兵庫県知事)
副連合長	仁 坂 吉 伸	(和歌山県知事)
委 員	嘉 田 由紀子	(滋賀県知事)
委 員	山 田 啓 二	(京都府知事)
委 員	松 井 一 郎	(大阪府知事)
委 員	平 井 伸 治	(鳥取県知事)
委 員	飯 泉 嘉 門	(徳島県知事)
委 員	門 川 大 作	(京都市長)
委 員	橋 下 徹	(大阪市長)
委 員	竹 山 修 身	(堺市長)
委 員	久 元 喜 造	(神戸市長)